
日付： 2004年11月19日
提出元： (株)アッカネットワークス
題名： 保護判定基準値に関するNTT殿の見解への弊社意見
課題表対応 C.3

まえがき

SMS-16-NTTE-01により、保護判定基準値に関するNTT殿の見解が、下記のように、述べられている。

本寄書では、NTT殿の見解を確認するとともに、弊社の意見を述べるものである。

NTT殿の見解

保護判定基準値には以下の2つの意義があり、JJ100.01 第2版ではこの2つを同じ値としている。

クラスAの伝送方式に対する他の伝送方式からの漏えいによる影響の許容限界を表すものであり、理論上、クラスA伝送方式が保証される最低伝送速度である。

各伝送方式がメタリック回線上で共存するために、新たな伝送方式を導入する際、当該伝送方式のスペクトル適合性を評価するための基準値である。

1. 見解 について

(ア) “理論上”の定義についてNTTE殿の見解を確認したい。

(イ) “クラスA伝送方式の最低伝送速度を保証する”とはどういうことなのか、NTTE殿の見解を確認したい。

弊社は、ADSLサービスはベストエフォートサービスであり、ADSL伝送方式の伝送速度は保証されていないと、理解している。

2. 保護判定基準値の意義、使用目的について

弊社は、保護判定基準値は干渉を与える方式の干渉の程度を判定する基準、すなわち上述の の基準であると理解している。

弊社は、JJ100.01 第2版で設定されている保護判定基準値はDSL方式のスペクトル適合性を評価するためのみに用いられ、少なくともTTCの場合は、この目的以外には使用されていないと理解している。

の意義としての保護判定基準値の使用例をNTTE殿に確認したい。

また、SMS - Ad - NTTE - 01 (2004年11月10日)では、導入判定基準値と保護判定基準値の関係については、下表のような見解が示されている。

この見解について下記をNTTE殿に確認したい。

- (ア) (新方式の)スペクトル適合性評価は、JJ100.01第2版で既にスペクトル適合性評価済みの伝送システムには保護判定基準値を、JJ100.01第3版以降にスペクトル適合性を評価する伝送システムには導入判定基準値を用いて行い、その結果により利用制限条件が設定されるのか？
二つのスペクトル適合性評価基準を設定するのか？
- (イ) 新方式のスペクトル適合性評価が導入判定基準値でも行われるなら、導入判定基準値も技術標準としての基準ではないのか？
- (ウ) JJ100.01第3版以降にスペクトル適合性を評価する伝送システムには、JJ100.01第2版においてスペクトル適合性を暫定合意により運用しているシステムは含まれるか？
- (エ) 他の伝送システムから受ける漏洩による影響の許容限界を示す基準として設定される保護判定基準値は、JJ100.01ではどのように(具体的に)記載され、運用されるのか？

	JJ100.01第2版で既にスペクトル適合性評価済みの伝送システム	JJ100.01第3版以降にスペクトル適合性を評価する伝送システム
他の伝送システムから受ける漏洩による影響の許容限界	保護判定基準値	保護判定基準値
新方式のスペクトル適合性評価を行う基準	保護判定基準値	導入判定基準値